平成２４年（フ）第７１８号
福岡市城南区城西団地４番608号
債務者　石井ヒロ子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７２８号
福岡県宗像市自由ヶ丘1090番地71ロイヤルシティ自由ヶ丘605号
債務者　渡邊　道郎
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７２９号
福岡市東区箱崎６丁目12番21―1203号
債務者　菊池　康子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７３０号
福岡県糸島市泊1747番地４
債務者　松永スズヱ
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７３４号
福岡市早良区星の原団地45番207号
債務者　若月　隆之
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７３９号
福岡県大野城市下大利団地６番308号
債務者　永光　孝年
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７４７号
福岡市西区下山門団地４番207号
債務者　古木美砂代
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７８４号
福岡県春日市下白水北３丁目18番地ロイヤルハイツ泉405号
債務者　金子　正藏
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７８５号
福岡県春日市下白水北３丁目18番地ロイヤルハイツ泉405号
債務者　金子　律子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８１０号
福岡市東区和白１丁目14番46号
債務者　吉村耕太郎
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８４０号
福岡市早良区南庄１丁目５番21号
債務者　東　　晃子（旧姓瀬川）
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７９号
福岡県うきは市浮羽町朝田160番地３
債務者　佐々木光治
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第８０号
福岡県うきは市浮羽町朝田160番地３
債務者　佐々木昌子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第８２号
福岡県久留米市田主丸町以真恵253番地５
グリーンリーフ８番館201号
債務者　宮川　悠作
1　決定年月日時　平成24年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第７号
福岡県大牟田市浜田町25番地11　延寿アパート207号
債務者　片岡　好文
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第２１号
福岡県大牟田市大字歴木322番地１、前住所
福岡県大牟田市山上町４番地１　コアマンション山上倶楽部805号
債務者　馬場希世子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第２２号
福岡県大牟田市大字甘木204番地４
債務者　菅原　広美
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所大牟田支部